



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○ 沖縄県公文書等の管理に関する条例施行規則（総務私学課）	1
○ 沖縄県公文書管理委員会規則（総務私学課）	14
○ 沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則（総務私学課）	15
○ 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（人事課）	15
○ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	16
○ 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）	30
○ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）	31
○ 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（科学技術振興課）	32
○ 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（障害福祉課）	33
○ 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（こども家庭課）	34
○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（医療政策課）	35
○ 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（空手振興課）	35
告 示	
○ 沖縄県消防表彰規程の一部を改正する告示（防災危機管理課）	36
訓 令	
○ 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	36
正 誤	
○ 令和 7 年 3 月 18 日 付け公報定期第 5298 号 中訂正	36

規 則

沖縄県公文書等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第22号

沖縄県公文書等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和 7 年沖縄県条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める機関)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) 沖縄県平和祈念資料館
- (2) 沖縄県立図書館

- (3) 沖縄県立博物館・美術館
- (4) 沖縄県立埋蔵文化財センター
- (目録の作成及び公表)

第 4 条 条例第11条第 4 項の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項は、次に掲げる事項（条例第13条第 1 項第 1 号アからウまでに掲げる情報に該当するものを除く。）とする。

- (1) 分類
- (2) 資料コード
- (3) 名称
- (4) 移管をした実施機関の名称又は寄贈又は寄託をした者の氏名又は名称
- (5) 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
- (6) 保存場所
- (7) 媒体の種別
- (8) その他特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項

2 条例第11条第 4 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 公文書館へ備置き
- (2) 公文書館のウェブサイトへの掲載
- (利用請求の手続)

第 5 条 条例第12条第 1 項の書面は、特定歴史公文書等利用請求書（第 1 号様式）とする。

（本人であることを示す書類等）

第 6 条 条例第14条の利用請求をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 本人が利用請求する場合 運転免許証、個人番号カードその他本人であることを確認するために知事が適当と認める書類
- (2) 法定代理人が本人に代わって利用請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- （特定歴史公文書等の利用決定通知書等）

第 7 条 条例第15条第 1 項の書面は、特定歴史公文書等全部（一部）利用決定通知書（第 2 号様式）とする。

2 条例第15条第 2 項の書面は、特定歴史公文書等利用制限決定通知書（第 3 号様式）とする。

（利用決定等期間延長通知書）

第 8 条 条例第16条第 2 項の書面は、特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書（第 4 号様式）とする。

（利用決定等期限特例適用通知書）

第 9 条 条例第17条の書面は、特定歴史公文書等利用決定等期限特例適用通知書（第 5 号様式）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第10条 条例第18条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出期限及び提出先

2 条例第18条第 1 項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（その 1）（第 6 号様式）により行うものとする。

3 条例第18条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

4 条例第18条第 2 項の書面は、意見書提出機会付与通知書（その 2）（第 7 号様式）とする。

5 条例第18条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第 8 条第 2 項の規定による意見の内容

6 条例第18条第 3 項の書面は、意見書提出機会付与通知書（その 3）（第 8 号様式）とする。

7 条例第18条第 4 項の書面は、利用決定した旨の通知書（第 9 号様式）とする。

(電磁的記録の利用の方法)

第11条 条例第19条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 前項に規定する電磁的記録の利用の方法は、情報化の進展状況等を勘案して、利用者が利用しやすいものとするよう努めなければならない。

(特定歴史公文書等の貸出)

第12条 知事は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合は、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

(移管元実施機関の利用の特例)

第13条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が条例第22条の規定の適用を受けようとする場合は、第5条の規定にかかわらず、利用請求者は、身分を証する書面を提示し、及び移管元実施機関利用請求書(様式第10号)を提出しなければならない。

(簡便な方法による利用)

第14条 知事は、特定歴史公文書等(条例第13条の規定により利用させることができるものに限る。)について、条例第12条から第19条までに定める方法のほか、別に定めるところにより、簡便な方法により利用に供するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(特定歴史公文書等とみなされる歴史資料として重要な文書その他の記録)

2 条例附則第2項の規則で定めるこの条例の施行の際現に公文書館が保存する歴史資料として重要な文書その他の記録は、昭和47年5月15日以降に実施機関の職員が作成し、又は取得した文書とする。

第1号様式 (第5条関係)

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

メールアドレス

法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名、担当者の氏名及び連絡先

沖縄県公文書等の管理に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

資料コード	特定歴史公文書等の名称

求める利用の方法	文書・図画	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付
	電磁的記録	☐ 用紙に出力したものの閲覧 ☐ 専用機器により再生又は映写したものの閲覧，視聴又は聴取 ☐ 複写したものの交付 ※ 技術的事項により希望した方法による利用ができない場合があります。
写し等の交付の方法		☐ 窓口での交付 ☐ 郵送による交付

注1 ☐のある欄は、該当する☐にレ印を付けてください。

2 記載に不備があるときは、沖縄県公文書等の管理に関する条例第12条第2項の規定により補正を求めることがあります。

3 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足る書類（運転免許証等）を係員に提示し、又は提出してください。

4 代理人が請求する場合は、代理人自身の注3に掲げる書類のほか、代理人であることを確認するに足る書類（戸籍謄本、委任状等）を係員に提示し、又は提出してください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
請求者本人の確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ その他（ ）
請求者の住所の確認	☐ 住民票 ☐ その他（ ）
	☐ 戸籍謄本 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
備考	

第2号様式（第7条関係）

特定歴史公文書等全部（一部）利用決定通知書

第 号
年 月 日

殿

沖縄県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書等については、次のとおり利用を認めることを決定したので、沖縄県公文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により通知します。

資料コード	特定歴史公文書等の名称		
利用の方法			
利用の日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後	時 分

	場所	
利用制限を行う部分及び 利用制限を行う理由		
連絡先		
備考		

注 1 利用の日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、連絡してください。

2 特定歴史公文書等の利用をする際には、この通知書を窓口に提示してください。

3 郵送により写し等の交付を実施する場合は、注 2 の手続は不要です。

4 利用決定に係る特定歴史公文書等に第三者に関する情報が含まれている場合において、第三者から審査請求があったときは、当該特定歴史公文書等の全部若しくは一部を利用できなくなる場合又は利用の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 3 号様式（第 7 条関係）

特定歴史公文書等利用制限決定通知書

第 号
年 月 日

殿

沖縄県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書等については、利用に供しないことを決定したので、沖縄県公文書等の管理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により通知します。

資料コード	特定歴史公文書等の名称
利用制限を行う理由	
連絡先	
備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第8条関係）

特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

沖縄県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書等については、次のとおり利用決定等の期間を延長したので、沖縄県公文書等の管理に関する条例第16条第2項の規定により通知します。

資料コード	特定歴史公文書等の名称
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	
備考	

第5号様式（第9条関係）

特定歴史公文書等利用決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

殿

沖縄県知事 氏 名 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書等の利用決定等については、沖縄県公文書等の管理に関する条例第17条の規定を適用することとしたので通知します。

資料コード	特定歴史公文書等の名称
条例第16条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第16条第2項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
60日以内に利用請求に係る全ての特定歴史公文書等について利用決定等を行うことができない理由	
残りの特定歴史公文書等についての利用決定等の期限	年 月 日まで
連絡先	
備考	

第6号様式（第10条関係）（表面）

意見書提出機会付与通知書（その1）

第 号
年 月 日

殿

沖縄県知事 氏 名 印

沖縄県では、県が保有する特定歴史公文書等の利用に関し、沖縄県公文書等の管理に関する条例を定めています。

今回、あなた（貴 ）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求がありましたので、同条例第18条第1項の規定により通知します。

ついては、この特定歴史公文書等を利用させることについて、意見がありましたら、特定歴史公文書等の利用に関する意見書（別紙）に記入して提出してください。

資料コード	
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
利用請求の年月日	年 月 日

あなた（貴 る情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日まで
意見書の提出先	
備考	

注 上記提出期限までに特定歴史公文書等の利用に関する意見書の提出がない場合は、「利用されても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。

(裏面)

沖縄県公文書等の管理に関する条例（抜粋）

(目的)

第 1 条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第 2 条第 2 項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第 7 条第 2 号イに掲げる情報又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であつて第13条第 1 項第 1 号ウに該当するものとして第 8 条第 2 項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第26条第 1 項及び第 3 項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(別紙)

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
連絡先
メールアドレス
法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名、担当者の氏名及び連絡先

年 月 日付けで通知があったことについての意見は、次のとおりです。

資料コード	
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
利用についての意見	1 利用されても支障がない。 2 利用されると支障がある。 ・支障がある部分 ・理由

注 「利用についての意見」欄は、「1」又は「2」のいずれか該当する番号を○で囲ってください。
 なお、「2」を○で囲んだ場合には、「・支障がある部分」及び「・理由」も記入してください。

第7号様式（第10条関係）（表面）

意見書提出機会付与通知書（その2）

第 号
年 月 日

殿

沖縄県知事 氏 名 印

沖縄県では、県が保有する特定歴史公文書等の利用に関し、沖縄県公文書等の管理に関する条例を定めています。

今回、あなた（貴 ）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求がありましたので、同条例第18条第2項の規定により通知します。

ついては、この特定歴史公文書等を利用させることについて、意見がありましたら、特定歴史公文書等の利用に関する意見書（別紙）に記入して提出してください。

資料コード	
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
利用請求の年月日	年 月 日
特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由	
あなた（貴 ）に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日まで
意見書の提出先	
備考	

注 上記提出期限までに特定歴史公文書等の利用に関する意見書の提出がない場合は、「利用されても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。

（裏面）

沖縄県公文書等の管理に関する条例（抜粋）

(目的)

第 1 条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第 2 条第 2 項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第 7 条第 2 号イに掲げる情報又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であつて第13条第 1 項第 1 号ウに該当するものとして第 8 条第 2 項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第26条第 1 項及び第 3 項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(別紙)

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

メールアドレス

法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名、担当者の氏名及び連絡先

年 月 日付けで通知があったことについての意見は、次のとおりです。

資料コード	
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
利用についての意見	1 利用されても支障がない。 2 利用されると支障がある。 ・支障がある部分 ・理由

注 「利用についての意見」欄は、「1」又は「2」のいずれか該当する番号を○で囲んでください。

なお、「2」を○で囲んだ場合には、「・支障がある部分」及び「・理由」も記入してください。
第 8 号様式（第10条関係）（表面）

意見書提出機会付与通知書（その3）

第 号
 年 月 日

殿

沖縄県知事 氏 名 印

今回、貴機関が沖縄県公文書等の管理に関する条例第13条第1項第1号に該当するものとして同条例第8条第2項の規定により意見を付して移管した特定歴史公文書等について、利用請求がありましたので、同条例第18条第3項の規定により通知します。

ついては、この特定歴史公文書等を利用させることについて、意見がありましたら、特定歴史公文書等の利用に関する意見書（別紙）に記入して提出してください。

資料コード	
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
利用請求の年月日	年 月 日
特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由	
特定歴史公文書等に付されている貴機関の意見の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日まで
備考	

注 上記提出期限までに特定歴史公文書等の利用に関する意見書の提出がない場合は、「利用されても支障がない。」という意見として取り扱います。
 （裏面）

沖縄県公文書等の管理に関する条例（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、

当該情報が情報公開条例第7条第2号イに掲げる情報又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であって第13条第1項第1号ウに該当するものとして第8条第2項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第26条第1項及び第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(別紙)

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

メールアドレス

法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名、担当者の氏名及び連絡先

年 月 日付けで通知があったことについての意見は、次のとおりです。

資料コード	
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
利用についての意見	1 利用されても支障がない。 2 利用されると支障がある。 ・支障がある部分 ・理由

注 「利用についての意見」欄は、「1」又は「2」のいずれか該当する番号を○で囲んでください。

なお、「2」を○で囲んだ場合には、「・支障がある部分」及び「・理由」も記入してください。

第9号様式（第10条関係）

利用決定した旨の通知書

第 号

年 月 日

殿

沖縄県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号で通知したあなた（貴 ）に関する情報が記録された特定歴史公文書等については、次のとおり利用（一部利用）させる旨の決定をしましたので、沖縄県公文書等の管理に関する条例第18条第4項の規定により通知します。

資料コード	
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
利用（一部利用）決定をしたあなた（貴）に関する情報の内容	
利用に供することとした理由	
利用に供する日	
連絡先	
備考	

(参考)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第13条関係）

移管元実施機関利用請求書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

(実施機関名)

沖縄県公文書等の管理に関する条例第22条の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

資料コード	特定歴史公文書等の名称	
求める利用の方法	文書・図画	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付
	電磁的記録	☐ 用紙に出力したものの閲覧 ☐ 専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視

		聴又は聴取 ☐ 用紙に出力したものの交付 ☐ 複写したものの交付 ※ 技術的事情により希望した方法による利用ができない場合があります。
写し等の交付の方法		
所掌事務又は業務を遂行するために必要な理由		
担当部課等連絡先		

注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

2 記載に不備があるときは、沖縄県公文書等の管理に関する条例第12条第2項の規定により補正を求めることがあります。

沖縄県公文書管理委員会規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第23号

沖縄県公文書管理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和7年沖縄県条例第3号。以下「条例」という。）第28条第9項及び第38条の規定に基づき、沖縄県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び調査審議の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 委員会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

(手続の併合又は分離)

第4条 委員会は、必要と認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 委員会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び知事にその旨を通知しなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第5条 委員会は、委員会に提出された意見書又は資料について、条例第29条第4項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は知事の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務私学課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第24号

沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則

沖縄県公文書館管理規則（平成 7 年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し及び第 1 項中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同条第 2 項中「公文書等」を「歴史文書等」に、「整理分類し」を「整理し、目録を作成し、及び公表し」に改め、同条第 3 項中「公文書等」を「歴史文書等」に改める。

第 5 条の見出し及び同条中「公文書等」を「歴史文書等」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条第 1 項中「公文書等」を「歴史文書等」に、「申請書に利用証を添えて」を「申請書を」に改め、同条第 2 項中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 項中「公文書等」を「歴史文書等」に、「申請書に利用証を添えて」を「申請書を」に改め、同条を第 8 条とする。

第10条を削る。

第11条の見出し及び同条中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同条を第 9 条とする。

第12条中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同条を第10条とする。

第13条の見出し及び同条中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同条を第11条とする。

第14条の見出し及び同条中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同条を第12条とする。

第15条の見出し及び同条中「文書等」を「歴史文書等」に改め、同条を第13条とする。

第16条第 2 項中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同条を第15条とする。

別表中「公文書等」を「歴史文書等」に改める。

第 2 号様式及び第 3 号様式中「（第11条関係）」を「（第 9 条関係）」に、「公文書等」を「歴史文書等」に改める。

「届出者 住 所

第 7 号様式中「（第17条関係）」を「（第15条関係）」に、

氏 名

利用証番号

電話番号（ ） — 」

「届出者 住 所
を 氏 名 に、「公文書等」を「歴史文書等」に改める。
電話番号（ ） — 」

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第25号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する

る法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(旧沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者に対する恩給支給条例施行規則の一部改正)

第1条 旧沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者に対する恩給支給条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第22号様式中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に、「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第23号様式中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第2条 災害救助法施行細則(昭和47年沖縄県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第8号様式中「第31条」を「第32条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第3条 建築士法施行細則(昭和47年沖縄県規則第146号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第8号様式中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第162号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第19号様式から第21号様式までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第6条 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第12号様式(裏面)中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第28号様式中「懲役・禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県表彰規則の一部改正)

第7条 沖縄県表彰規則(昭和52年沖縄県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条中災害救助法施行細則第8号様式の改正規定(「第31条」を「第32条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第26号**現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第108号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「3級49号給」を「3級45号給」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)**現 業 職 給 料 表**

職 員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額

	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
		1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
		2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
		3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
		4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
		5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
		6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
		7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
		8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
		9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
		10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
		11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
		12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
		13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
		14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
		15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
		16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
		17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
		18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
		19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
		20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
		21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
		22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
		23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
		24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
		25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
		26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
		27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
		28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
		29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
		30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
		31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
		32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
		33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
		34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
		35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
		36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
		37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
		38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
		39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
		40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
		41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
		42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
		43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
		44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
		45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
		46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
		47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
		48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
		49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
		50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
		51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
		52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
		53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900

	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	363,900
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	364,400
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	364,900
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	365,300
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	365,800
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	366,300
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	366,800
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	367,200
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	367,700
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	368,200
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	368,700
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	369,100
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	369,600
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	370,100
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	370,600
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	371,000
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	
	85	245,900	265,100	298,000	322,000	
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	
	89	246,900	266,100	299,700	323,100	
	90	247,200	266,300	300,200	323,400	
	91	247,500	266,600	300,700	323,700	
	92	247,700	266,800	301,200	323,900	
	93	247,900	267,100	301,500	324,100	
	94	248,200	267,400	301,900	324,400	
	95	248,500	267,700	302,400	324,700	
	96	248,700	267,900	302,900	324,900	
	97	248,900	268,100	303,300	325,100	
	98	249,200	268,400	303,700		
	99	249,500	268,600	304,000		
	100	249,700	268,900	304,300		
	101	249,900	269,100	304,600		
	102	250,200	269,300	305,000		
	103	250,500	269,600	305,300		
	104	250,700	269,900	305,700		
	105	250,900	270,100	306,000		
	106		270,300	306,400		
	107		270,600	306,800		

	108		270,800	307,100		
	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定 年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800

別表第3備考中「その者に適用される初任給基準表の学歴免許等に掲げる学歴免許等の区分が「中学卒」である者」を「その者の有する学歴免許等の資格が人事委員会規則別表第3の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者」に改める。

別表第4中	電話交換士、印刷 技士、調理士及び 運転士	高校卒	1級17号給	1級69号給	を	電話交換士、印刷 技士、調理士及び 運転士
		中学卒	1級9号給	1級69号給		

高校卒	1級1号給	1級53号給	に改め、同表守衛の項初任給の欄中「1級17号給」を「1級1号
-----	-------	--------	--------------------------------

給」に改め、同項上限の欄中「1給73号給」を「1級57号給」に改め、同表用務員、農林水産技能員、農業技術補佐員、土木整備員、調理員及び介助員の項学歴免許等の欄中「中学卒」を「高校卒」に改め、同項上限の欄中「1級57号給」を「1級41号給」に改め、同表備考第3項中「で高校卒のもの（中学卒で経験年数が3年以上のものはその者の経験年数から3年を減じて高校卒と同様に決定する。）」を削り、「45号給」

を「29号給」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第6条関係）

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前 日給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8

33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26

71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	

108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

別表第 5 の 2 を次のように改める。

別表第 5 の 2 (第 6 条の 2 関係)

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26

4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97

42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	97
63	105	137	98	97
64	105	137	100	97
65	105	137	101	97
66	105	137	102	97
67	105	137	103	97
68	105	137	104	97
69	105	137	106	97
70	105	137	108	97
71	105	137	110	97
72	105	137	129	97
73	105	137	129	97
74	105	137	129	97
75	105	137	129	97
76	105	137	129	97
77	105	137	129	97
78	105	137	129	

79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		

117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する現業職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(初任給に関する経過措置)

- 3 切替日以後に新たに現業職員となった者（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則別表第 4 の職名欄の「運転士」の区分の適用を受ける者を除く。）のうち、その者の有する学歴免許等の資格が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 10 号）別表第 3 の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、知事が定める。

(経過措置)

- 4 現業職員の号給の調整、経過措置等については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年沖縄県条例第 7 号）附則第 3 項、第 4 項及び第 6 項から第 11 項までの規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

附則別表 号給の切替表（附則第 2 項関係）

現業職給料表の適用を受ける職員の新号給

職 務 の 級

旧号給	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41

50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	

100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第27号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第264号を次のように改める。

264 評価機関等による審査を受けた建築物の部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

別表第 1 項第266号を次のように改める。

266 評価機関等による審査を受けた建築物の部分に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

別表第 1 項中第274号及び第275号を削り、同表第 5 項中第71号及び第72号を削り、第72号の 2 を第71号とし、第73号を第72号とし、同表第13項第 1 号を次のように改める。

- 1 甲種漁港施設の使用料（糸満漁港（北地区）の荷さばき所（高度な衛生管理に資するものに限る。）に係るものを除く。）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第28号

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 工業技術センター使用料の表攪拌機器、粉碎機器及び混合機器の項中

「		搾汁機	同	100円	」	を
「		搾汁機 小型微粉粉碎機	同 同	100円 1,250円	」	に改め、同表成形機

器及び切断機器の項中「810円」を「640円」に改め、同表設計支援機器、金属加工機器及び表面処理機器の項中

「		流体解析用CAD／CAEシステム	同	2,580円	」	を
「		流体解析用CAD／CAEシステム 小型レーザー加工機	同 同	2,580円 1,590円	」	に改め、同表物性測

定機器の項中「1,290円」を「660円」に改め、別表第 1 の 2 工芸振興センター使用料の表切断機器及び加工機器の項中「1,700円」を「1,840円」に改め、同表その他機器の項中「680円」を「1,020円」に改め、

「		分光測色計 環境試験機	同 同	80円 400円	」	を
「		分光測色計 環境試験機	同 同	120円 400円	」	に改める。

別表 2 の 1 工業技術センター手数料の表熱分析の項中「2,020円」を「3,030円」に改め、別表第 2 の 2 工芸振興センター手数料の表繊維の試験の項中「1,590円」を「1,780円」に、「1,210円」を「1,460円」に、「1,490円」を「1,570円」に改め、同表染色堅ろう度試験の項中

「	洗濯試験 汗試験 摩擦試験	1点につき 同 同	1,560円 1,390円 1,390円	」	を
「	洗濯試験 汗試験 摩擦試験	1点につき 同 同	2,220円 1,500円 1,470円	」	に改め、同表染料、材料又は薬剤測定試

験の項中「1,410円」を「1,600円」に改め、同表物性試験の項中「1,580円」を「1,930円」に、「1,790円」を「2,180円」に、「1,770円」を「2,160円」に改め、同表製品試験の項中「1,420円」を「1,730円」に、「14,650円」を「15,090円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第29号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年沖縄県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「	会議室等	テレビ会議システム プロジェクター（大）	1式1時間につき 同	2,130円 370円	を
「	会議室等	プロジェクター（大）	1式1時間につき	370円	に改

め、別表の2の表中

「		大型恒温振とう培養機 90リットル自動培養装置	同 同	310円 1,540円	を
「		90リットル自動培養装置	同	1,540円	に、
「		酸・塩基系ドラフトチャンバー ハイスループット遠心エバポレーター	同 同	590円 530円	を
「		ハイスループット遠心エバポレーター	同	530円	に、
「		小型自動分注器 正立蛍光顕微鏡	同 同	720円 730円	を
「		正立蛍光顕微鏡	同	730円	に、
「		デジタルPCR DNA断片化装置 マイクロプレートウォッシャー	同 同 同	410円 310円 220円	を
「		マイクロプレートウォッシャー	同	220円	に、
「		パルスフィールド電気泳動装置 マイクロプレートリーダー 低圧クロマトグラフィ サーマルサイクラー コロニーピッカー	同 同 同 同 同	580円 250円 460円 190円 450円	を
「		マイクロプレートリーダー サーマルサイクラー	同 同	250円 190円	に、
「		連続遠心機（HEPAフィルター搭載型）	同	850円	

	天然物サンプル抽出用全自動HPLC 高速溶媒抽出装置 ロータリーエバポレーター	同 同 同	1,940円 710円 630円	を
「	ロータリーエバポレーター	同	630円	に、
「	PCRセットアップ用分注システム 半導体型次世代シークエンサーシステム 半導体型次世代シークエンサーシステム用前処理装置 DNA断片ゲル抽出装置 デスクトップ型次世代シークエンサーシステム 全自動秤量システム 粒度分布測定装置 ベンチトップ型細胞分析システム	同 同 同 同 同 同 同 同	240円 580円 280円 230円 660円 500円 310円 200円	を
「	デスクトップ型次世代シークエンサーシステム 粒度分布測定装置	同 同	660円 310円	に改

め、同表その他機器の項及び大型プリンターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第30号

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第 1 条 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第11項第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第 2 条 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 9 項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第12条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 8 項第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第11項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第 3 条 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 4 号及び第10項並びに附則第 4 項第 5 号及び第12項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第 4 条 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第53条第 1 項第 4 号、第69条第 1 項第 3 号並びに第73条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 5 条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第47条第 1 項第 4 号、第63条第 1 項第 3 号並びに第68条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第 6 条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第15条第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第26条中「第82条第 8 項」を「第82条第 5 項」に改める。

（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 7 条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号及び第 6 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第 8 条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号及び第 3 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第 9 条 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和 6 年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県一時保護施設の設置及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第31号

沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、沖縄県一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（令和 7 年沖縄県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（設備の基準）

第 3 条 条例第16条第 9 号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室の 1 室の定員は、これを 4 人以下とし、その面積は、1 人につき 4.95 平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の 1 室の定員は、これを 6 人以下とし、その面積は、1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (2) 少年の居室の 1 室の定員は、1 人とするよう努めるとともに、その面積は、8 平方メートル以上とするよう努めること。
- (3) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号におい

て同じ。)で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

- (4) 学習等を行う室及び屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。)又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。)は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(職員)

第4条 条例第19条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- (2) 心理療法担当職員の数、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- (3) 学習指導員数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第5条 条例第20条第3項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一時保護施設(ユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。次号において同じ。))を整備していないものに限る。)には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。
- (2) 一時保護施設(前号に規定するものを除く。)には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 平成23年6月17日前から存する一時保護施設(同日において建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。)に係る第3条第1号の規定の適用については、同号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下」とあるのは、「15人以下」とする。

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第32号

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第33号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成28年沖縄県規則第35号)の一部を次のように改

正する。

別表第 2 項の表中「2,750円」を「4,000円」に、「320円」を「480円」に、「110円」を「160円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

沖縄県告示第142号

沖縄県消防表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県消防表彰規程の一部を改正する告示

沖縄県消防表彰規程（昭和63年沖縄県告示第745号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
（き章の返納に関する経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に改正前の第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる表彰を受けた者のうち、同日前にした行為により禁錮以上の刑に処せられた者に対する改正後の第 9 条の規定の適用については、なお従前の例による。

訓 令

沖縄県訓令第 5 号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「、愛知県及び福岡県」を「及び愛知県」に改める。

第12号様式の 3 中「3 歳未満」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

令和 7 年 3 月 18 日付け公報定期第5298号中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
17	上から14	沖縄県訓令第 3 号	沖縄県訓令第 4 号

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地